

学校プールと水泳授業のあり方について

学校プールについて、猛暑による水泳授業中止、設備の維持・改修に係る財政的負担の増嵩、管理業務に係る教職員の負担などが課題となっている現状を踏まえ、児童生徒に対する安全・安心な水泳授業の提供を持続可能なものとするため、本市における学校プールと水泳授業に関する基本的な方針のとりまとめに向け検討を行っているもの。

1 検討の状況

「学校プールと水泳授業のあり方検討会議」（小・中学校関係者、中体連関係者等で構成。以下、「検討会議」という。）にて「学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針」について検討を行った。

- 第1回検討会議 5月28日 ・現状と課題、他都市の検討事例について共有
・水泳授業の見直しの必要性について意見交換
- 第2回検討会議 8月28日 ・基本的な方針中間案（素案）について議論
・保護者代表、学識経験者より意見を聴取
- 第3回検討会議 9月19日 ・基本的な方針中間案について議論

2 「基本的な方針 中間案」の主な内容

検討会議における議論を踏まえ、当該中間案を添付のとおりとりまとめた。主な内容は以下のとおり。

- 学校プールは利用せず、民間等のプール施設で水泳授業を行うことを基本とする。
- 各学校のプール施設の状況や学校の実態（学校プールの築年数、民間等のプール施設までの距離、児童生徒及び学級数等）を考慮し優先順位を付け、複数年かけて実施する。
- 学校プール施設の築年数が浅い学校等については、個別の状況を考慮しながら、民間等のプール施設での水泳授業実施への移行時期について別途検討する。

3 パブリックコメントの実施

「学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針 中間案」について、パブリックコメントを実施し、意見を広く聴取する。

- 実施期間 令和7年10月30日 ～ 12月1日
- 提出方法 電子申請（せんだいオンライン申請サービス）、Eメール、郵送、ファックス
- 周知方法 学校等を通じて保護者へ文書を配付
市政だより11月号及び市ホームページへの掲載
市役所本庁舎2階市政情報センター、各区役所・総合支所等で配布

4 今後の検討スケジュール（予定）

- 令和7年10月30日～12月1日 パブリックコメント実施
- 12月 第4回学校プールと水泳授業のあり方検討会議
- 令和8年1月 定例教育委員会への付議、基本的な方針の策定

仙台市
学校プールと水泳授業のあり方についての
基本的な方針

中間案

令和7年 10 月
仙台市教育委員会

目次

1 はじめに	1
2 水泳授業の目的・学習指導要領における位置づけ	2
(1) 水泳授業の目的	2
(2) 学習指導要領における位置づけ	2
3 学校プールと水泳授業における現状・課題	4
(1) 仙台市の将来人口・学級推計	4
(2) 天候の影響(気温の推移)	5
(3) 学校プールの老朽化	6
(4) 学校プールの維持管理費用	7
(5) 教職員の管理業務	7
4 民間プール施設の状況	8
5 学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針(案)	9
6 民間等のプール施設での水泳授業実施における留意事項等	10
(1) 民間等のプール施設での水泳授業実施における留意事項	10
① 授業時間(移動時間)及び移動方法	10
② 事前打合せ	10
③ 授業実施時期	10
(2) 水泳授業運営における学校の管理責任と教職員の役割	10
① 水泳授業における教職員の役割	10
② 評価・記録・振り返りの実施	11
③ 児童生徒の安全管理責任者としての役割	10
④ 保護者との連携	11
(3) 今後の学校プールの取り扱いについて	11
(4) その他	11
① 学校プールの開放利用	11
② 災害時等の用水	12
a) 災害時の利用	12
b) 消防水利としての利用	12
7 その他	13
(1) 他自治体の取組み	13
① 民間施設利用【福岡県福岡市】	13
② 民間事業者インストラクター派遣【千葉県千葉市】	13
(2) 仙台市の実証事業	13
① 民間プール施設活用	13
② 民間事業者インストラクター派遣	14

1 はじめに

文部科学省の「水泳指導の手引(三訂版)」では、学校教育における水泳授業の趣旨・目的は、「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」とされており、本市においても、水の危険から身を守るためにも水泳指導は重要であると考えています。

しかし、本市の学校プールにおいては、猛暑等による水泳授業の中止や児童生徒の泳力差に対応するための指導員の不足等により、安全を確保しながら計画的な授業を実施することが困難となってきました。また、児童生徒の安全を確保し、より良い教育環境を整備するためには、学校プールの維持のみならず改修等も必要になってきますが、設備の維持・改修に係る財政的な負担は年々増加しています。さらに、教職員等の働き方改革や負担軽減が求められる中、学校プールの管理業務が教職員等にとって過度な負担につながっているとして、令和6年7月には、文部科学省より「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について(依頼)」が発出されました。

様々な課題が顕在化している状況を踏まえ、児童生徒に対する安全・安心な水泳授業の提供を持続可能なものとするため、本市における学校プール及び水泳授業に関する現状と課題を整理し、その基本的な方向性を検討すべく、令和7年5月に「学校プールと水泳授業のあり方検討会議」を立ち上げ検討を開始し、この度、「仙台市学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針 中間案」を策定しました。

2 水泳授業の目的・学習指導要領における位置づけ

(1) 水泳授業の目的

学校教育における水泳授業の趣旨・目的は、「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと(水泳指導の手引(三訂版))」とされており、水難事故の防止や生涯にわたる健康づくりの観点からも重要な運動です。また、スポーツを通じた豊かな生活の実現にも寄与するものとされています。

(2) 学習指導要領における位置づけ

文部科学省が定める学習指導要領においては、小・中学校の各発達段階に応じた水泳指導の目標が示されています(表1)。小学校では、低学年においては、領域名を「水遊び」とし、「水の中を移動する運動遊び」及び「もぐる・浮く運動遊び」を、中学年においては、領域名を「水泳運動」とし、「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」を、高学年においては、領域名を「水泳運動」とし、「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」を通じて幅広く水泳技能を習得することを目指しています。中学校では、第1・第2学年においては泳法の習得、第3学年では効率的な泳法の習得に重点を置いた指導が行われます。

学習指導要領は、学校教育法及びその施行規則に基づき、学校教育の全国的な水準を確保するための法的性格を有しており、公立学校における教育課程編成の基本となるものです。学年ごとの体育授業の総時間数(年間 90～105 時間)は施行規則に示されており、これを参考に、本市の小・中学校において、学校の実態に応じて年間8時間から 10 時間程度の年間指導計画を作成し、授業が行われています。(学習指導要領上、中学校第3学年においては、水泳運動は選択履修となっています。)

ただし、小・中学校設置基準において、プールは必須施設とされておらず、学習指導要領においても「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。(文部科学省「小学校学習指導要領(平成 29 年告示)」)」、「適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。(文部科学省「中学校学習指導要領(平成 29 年告示)」)」という記載があり、水泳を実技で取り上げなくても良いとされています。

表1 小・中学校学習指導要領概要

	学年	領域名	内容	身に付ける知識及び技能
小学校	第1学年及び第2学年	水遊び	水の中を移動する運動遊び	水につかって歩いたり走ったりすること。
			もぐる ・浮く運動遊び	息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
	第3学年及び第4学年	水泳運動	浮いて進む運動	け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
			もぐる ・浮く運動	息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
	第5学年及び第6学年	水泳運動	クロール ・平泳ぎ	手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
			安全確保につながる運動	背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
中学校	第1学年及び第2学年	水泳	クロール	手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
			平泳ぎ	手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
			背泳ぎ ・バタフライ	手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
	第3学年	水泳	クロール ・平泳ぎ	手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりすること。
			背泳ぎ ・バタフライ	手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐこと。

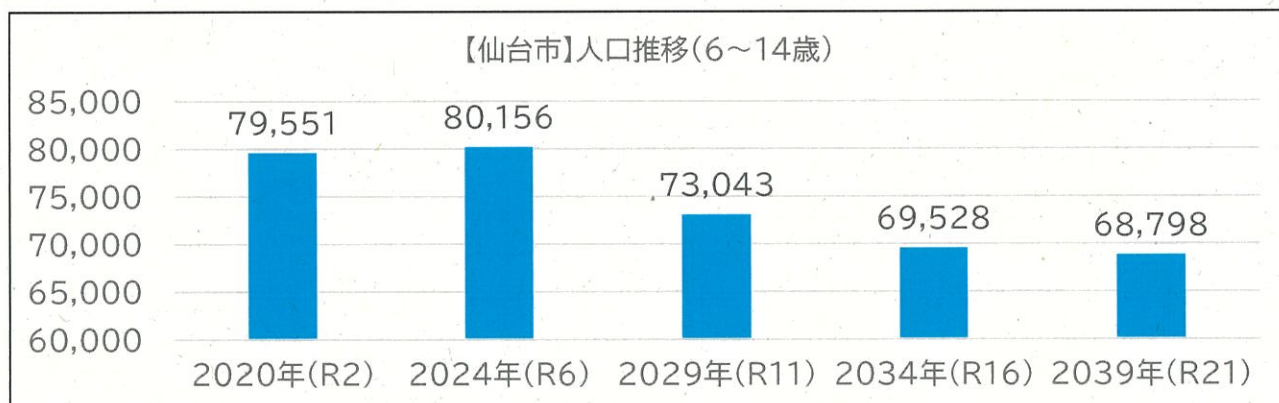
3 学校プールと水泳授業における現状・課題

学校教育における水泳授業は、児童生徒の身体的発達や水難事故防止に資する重要な体育活動の一つであり、学習指導要領に基づき、全国の学校において実施されています。一方で、本市を含む多くの自治体では、天候不順等に起因する授業機会の確保の困難、施設の老朽化、教職員の指導体制の不足、安全対策および財政負担の増大といった様々な課題を抱えており、持続可能な水泳授業のあり方が問われています。具体的には、以下のような課題が確認されています。

(1) 仙台市の将来人口・学級推計

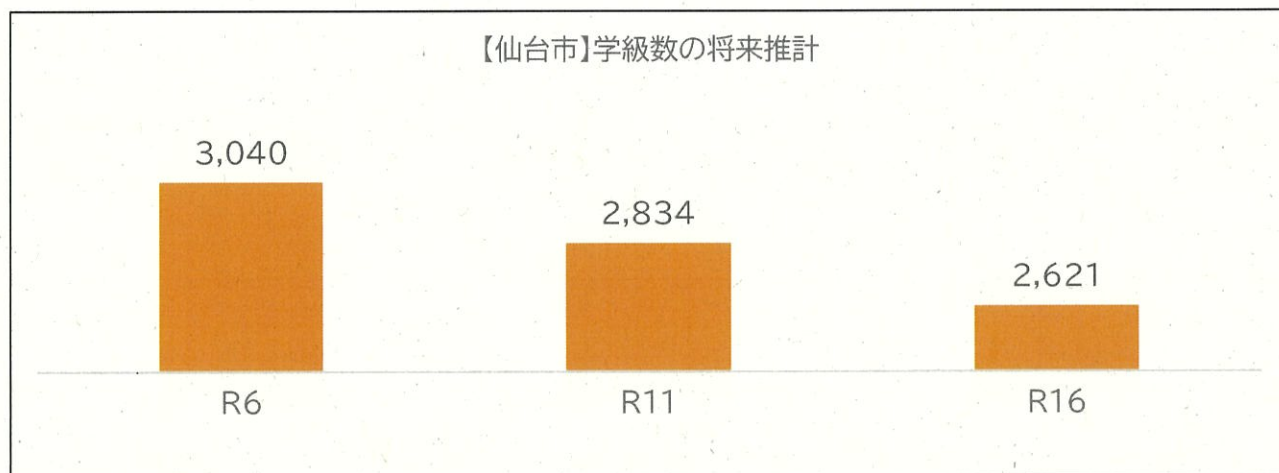
本市における将来人口及び学級推計は、下図のとおりです。令和6年における児童生徒数が 80,156 人に対し、10 年後の令和 16 年における児童生徒数は 69,528 人と約 13%減少しており、将来的にはさらに人口が減少する見込みです。それに伴い、学級数も減少すると見込まれており、1校あたりの学級数が減少する中で、現在と同規模の学校プールをこのまま設置、維持及び改修していくことについては、改めて検討していく必要があります。

図1 【仙台市】人口推移(6～14 歳)



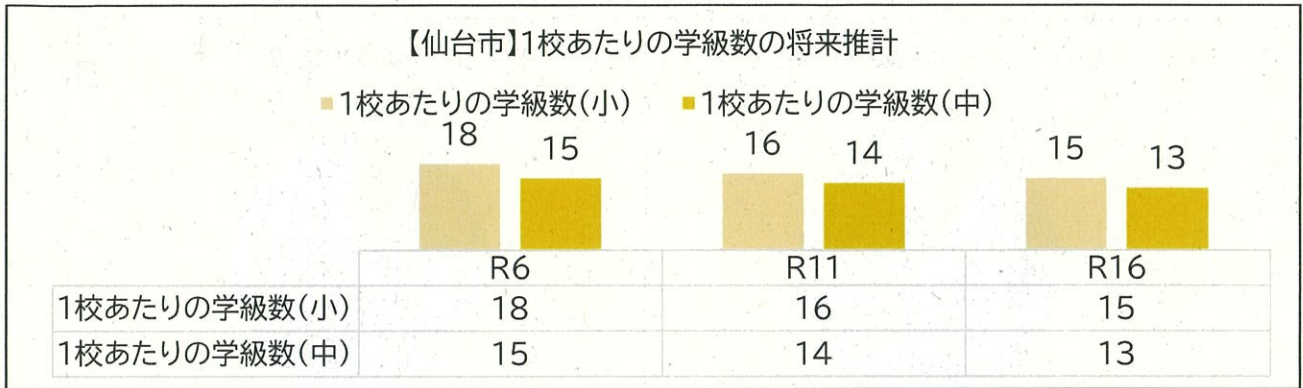
出典:「令和 2 年国勢調査に基づく仙台市の将来人口推計(令和 4 年 3 月推計)」

図2 【仙台市】学級数の将来推計



出典:学事課「将来生徒推計(令和 6 年度実施)」より抜粋

図3 【仙台市】1校あたりの学級数の将来推計

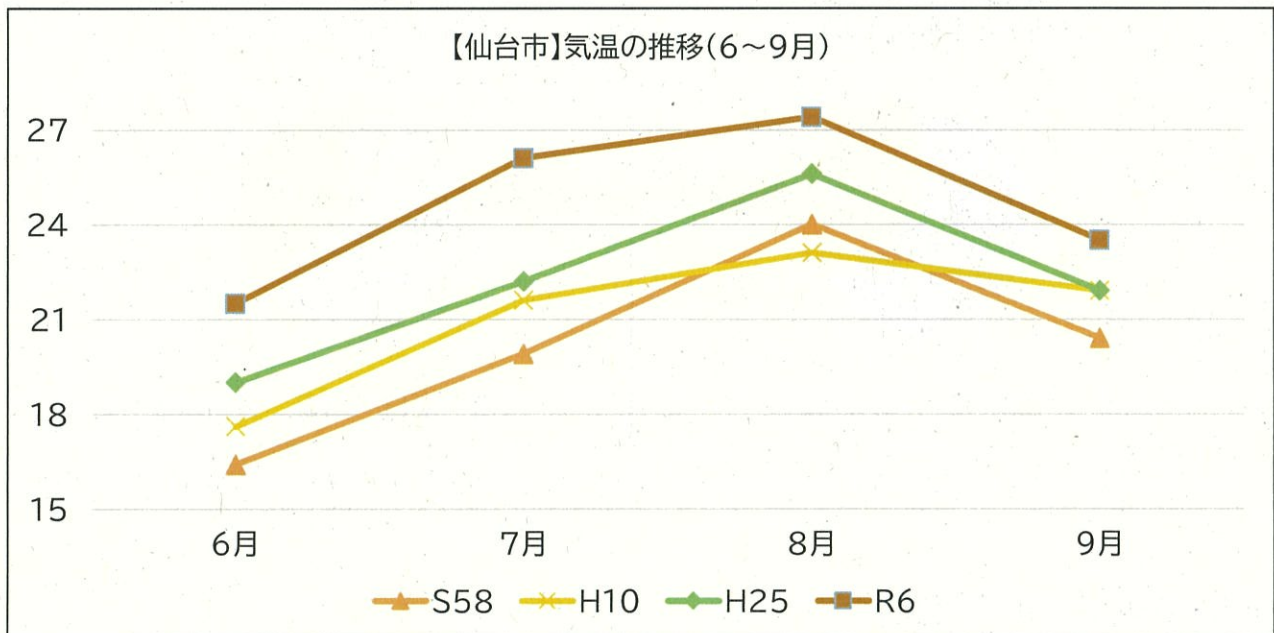


出典:学事課「将来生徒推計(令和6年度実施)」より抜粋

(2) 天候の影響(気温の推移)

水泳授業は、主に6月～9月に実施されますが、当該期間における気温は年々上昇しています。

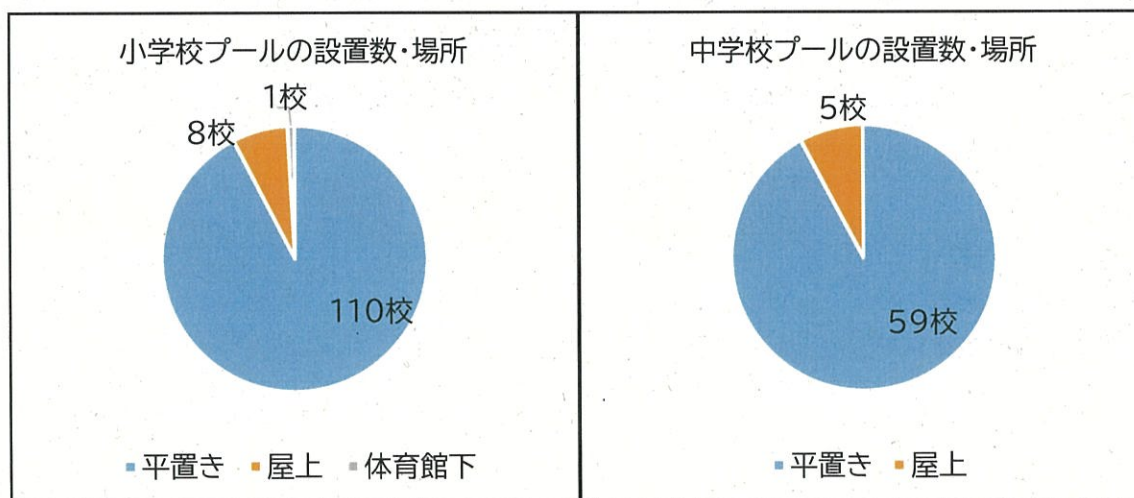
図4 【仙台市】気温の推移(6～9月)



出典:「過去の気象データ・ダウンロード(気象庁)」より抜粋

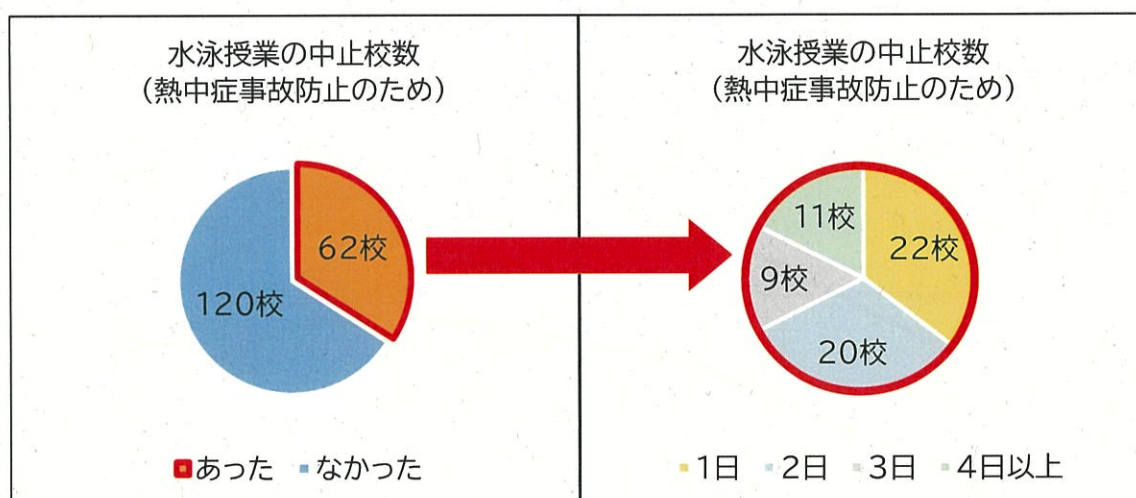
本市の学校プールの設置場所は、1校を除く全ての小・中学校が屋外に設置されているため、天候や気温の影響を大きく受けます。猛暑による熱中症対策のため、水泳授業が中止となるなど、計画通りの授業実施が困難となっています。

図5 小・中学校プールの設置数・場所



出典：学校施設課提供「プール一覧」(令和6年度時点)

図6 令和6年度水泳授業の実態(小・中学校)



※ 実沢小を除く(休校のため)

出典：「令和6年度 水泳授業の実施状況調査(R6.9)」

(3) 学校プールの老朽化

市内の学校プールの老朽化状況は表2のとおりです。建設から長期間経過したプールが多くあり、水漏れや破損リスクが増加しています。また、一般的に学校プール施設の耐用年数は60年程度とされており、これらの学校プールは、今後建替え等により、整備・改修費用等が発生することが見込まれます。

表2 【仙台市】築31年数以上の学校プール

築年数	学校数
築31～40年	33
築41～50年	65
築51年～	36

※ 令和7年4月時点。工事中の学校を含む。分校を除く。

(4) 学校プールの維持管理費用

学校プールの管理には、水道代、水質管理(薬品代・水質検査費)、施設修繕費(ろ過器点検含む)等に1校あたり年間約 100 万円の費用がかかります。また、学校プールを今後も維持していくとすると、将来的に老朽化した施設を解体し、改築する必要が生じますが、それには1校あたり年間約 360 万円の費用がかかります。

学校プールを維持管理するためには、1校あたり年間約 460 万円の費用がかかることとなります。

(表 3)

表3 学校プールの維持管理に係る年間総費用(1校あたり)

項目	金額
①管理に係る年間費用(水道代、水質管理費、施設修繕費)	約 100 万円
②改築に係る年間費用(既存施設の解体費含む)	約 360 万円
学校プールの維持管理に係る年間総費用(①+②)	約 460 万円

※ 「②改築に係る年間費用」は、ライフサイクルコスト 60 年とした場合。

(5) 教職員の管理業務

学校におけるプール施設の管理業務については、教職員の本来業務である教育活動に加えて行われているケースが多く、早朝からの水温・水質の確認や薬剤投与、清掃等といった多岐にわたる作業が、限られた人員体制の中で教職員によって担われています。また、プール栓の閉め忘れや給水停止ミス等が発生し、その結果として教職員が損害賠償を負う事例も全国的に報告されています。

令和6年7月に発出された文部科学省通知「学校における働き方改革に配慮した学校プールの管理の在り方について(依頼)」において、学校プールの管理業務が担当する教職員にとって過度な負担につながっていることや、特定の教職員等に学校プールの管理が任せられ、教職員等が損害賠償の責めを負う恐れもある中で勤務する状況は望ましくないことが指摘されています。また、同年8月の中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」においても、学校プールの管理業務は「学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」であることから、指定管理者制度を活用したり、民間業者へ委託したりすること等を通じて教職員等の負担を軽減することが求められており、このような観点からも有効な方策等について検討を行っていく必要があります。

4 民間プール施設の状況

市内及び市近郊には、約 40 の民間プール施設があります。本市では、増改築工事等により学校プールが使用できない場合の代替措置として民間プール施設を活用した水泳授業の実績（令和3年度、令和5～6年度で実施）があります。令和7年度も、増改築工事等により小学校3校、中学校3校が民間プール施設を活用した水泳授業を行っています。

民間等のプール施設の活用は、天候に左右されない水泳授業の実施、屋内施設という安定した環境、施設の維持管理コストの削減や教職員等の管理業務の負担軽減等のメリットがあります。活用にあたっては、プールまでの移動時間の確保や、水泳授業実施のための民間等プール事業者との事前協議等を行う必要があります。

本市における民間プール施設の活用については、後述の「7その他(2)仙台市の実証事業」をご確認ください。

5 学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針(案)

学校プール及び水泳授業における様々な課題、他都市の事例や実証事業等を踏まえ、本市における学校プールと水泳授業のあり方についての基本的な方針(案)は、「民間事業者・施設を活用し、“安心・安全な水泳授業”の提供を目指す」こととし、学校プールは利用せず、民間等のプール施設で水泳授業を行うことを基本とします。

今後の見通しとしては、各学校のプール施設の状況や学校の実態(学校プールの築年数、民間等のプール施設までの距離、児童生徒及び学級数等)を考慮し優先順位を付け、複数年をかけて実施していきます。また、小学校では、基本的に担任が様々な教科を指導する学級担任制となっている一方、中学校では、教科担任制が採用されているとともに、水泳の授業のみならず水泳部の活動の場ともなっています。こうした小・中学校の指導体制等の違いも考慮しながら、民間等のプール施設活用の円滑な推進を図っていきます。

ただし、例外として、学校プール施設の築年数が浅い学校等については、個別の状況を考慮しながら、民間等のプール施設での水泳授業実施への移行時期について別途検討していきます。

原則として民間等のプール施設での指導補助委託とし、指導補助のためのインストラクターを配置する予定です。地理的条件等、特段の事情があり民間等のプール施設での水泳授業実施が困難な学校は、学校への民間事業者インストラクターの派遣を実施するなど、他の手法を検討します。

6 民間等のプール施設での水泳授業実施における留意事項等

(1) 民間等のプール施設での水泳授業実施における留意事項

民間等のプール施設での水泳授業実施にあたり、以下の事項について留意する必要があります。

① 授業時間(移動時間)及び移動方法

民間等のプール施設を利用する場合、移動時間を確保する必要があります。移動方法はバスまたは徒歩を想定しており、授業時間を圧迫することがないように移動時間が「バスもしくは徒歩で概ね 15 分の範囲」という条件のもとに委託を実施する予定です。また、2単位時間続けて授業を実施するなど、スケジュールを工夫することで、児童生徒の入水時間をできる限り長く確保できるよう対応を行っていきます。

移動中の安全確保という観点から、可能な限りバス利用を検討し、バス乗降場所にも配慮します。徒歩の場合にも状況に応じた安全対策を行う必要があります。

② 事前打合せ

民間等のプール施設での指導補助委託を行うにあたり、移動方法及び移動時の安全確保の確認、水泳指導に係る教職員とインストラクターの役割の明確化、緊急時の対応や児童生徒の安全対策等について、学校と民間事業者間で指導に係る事前の打合せが必要となります。早い段階で、学校と民間事業者のマッチングを行い、打合せ時間を確保できるよう調整を行っていきます。

③ 授業実施時期

屋内の温水プールで水泳授業を実施するため、天候や気温に左右されず、計画的に授業を実施することができます。1つの民間等のプール施設に対し複数の学校の受け入れがあった場合、一般的な水泳授業期間(6～9月)以外の期間に実施するなど授業実施時期に関して柔軟な対応も可能となります。その際は、各学校において水泳授業後の教室の温度を適宜調整するなど、児童生徒の体調管理に配慮する必要があります。

(2) 水泳授業運営における学校の管理責任と教職員の役割

民間等のプール施設指導補助委託を推進していくにあたり、授業の指導・評価のみならず、児童生徒の安全管理についても、学校の管理・責任のもとに行われるものであることを十分に認識し、以下の事項について留意する必要があります。

① 水泳授業における教職員の役割

水泳授業の主体は学校です。授業の目的、内容や評価方法を明確にし、児童生徒の発達段階や学習状況に応じた指導と評価の計画を立案し、教員が教育課程に基づいて指導・評価を行う必要があります。民間事業者のインストラクターは、教職員が行う水泳授業の指導補助という位置づけで、技術的指導や模範演技等を行います。

② 評価・記録・振り返りの実施

授業後には、児童生徒の学習状況、安全面での課題や施設内での留意点等を記録・共有し、次回以降の改善につなげます。また、民間事業者のインストラクターからのフィードバックも活用し、指導の質の向上を図ります。

③ 児童生徒の安全管理責任者としての役割

学校は、授業や学校外の授業への移動等学校管理下の状況において児童生徒の安全を確保する責任があります。具体的には以下のような対応が求められます。

- ◎ 移動時の点呼・誘導・交通安全指導
- ◎ プール施設内での監視体制の構築
- ◎ 見学者・体調不良者への個別対応
- ◎ 緊急時(事故・体調急変など)の対応と連絡体制の確保

上記事項については、事前打合せの際に、学校と民間等のプール事業者との間で調整を行う必要があります。特に見学者や体調不良者への対応は、

- ◎ 通常時の対応(見学者への適切な見学スペースの確保、見守り体制等)
- ◎ 緊急時の対応(緊急連絡先の確認、養護教諭との連携方法)

等、状況に応じた対応方法を学校ごとに定めていくことが求められます。

④ 保護者との連携

保護者に対しては、必要に応じて授業の目的や安全対策について事前に情報提供を行います。

(3) 今後の学校プールの取り扱いについて

民間等のプール施設での水泳授業実施により使用しなくなる学校プール施設については、施設の維持管理や学校敷地内の安全性の確保の観点から、最終的には解体する必要があります。解体までの学校プール施設の利用や解体後の跡地の活用については、市全体の公共施設の維持管理の考え方を踏まえる必要があります。また、屋上にプールが設置されている学校等もあることから、学校ごとにその内容を検討し、決定していきます。

(4) その他

将来的に、学校プール施設を使用しなくなることに伴い生じる課題を整理・検討する必要があります。

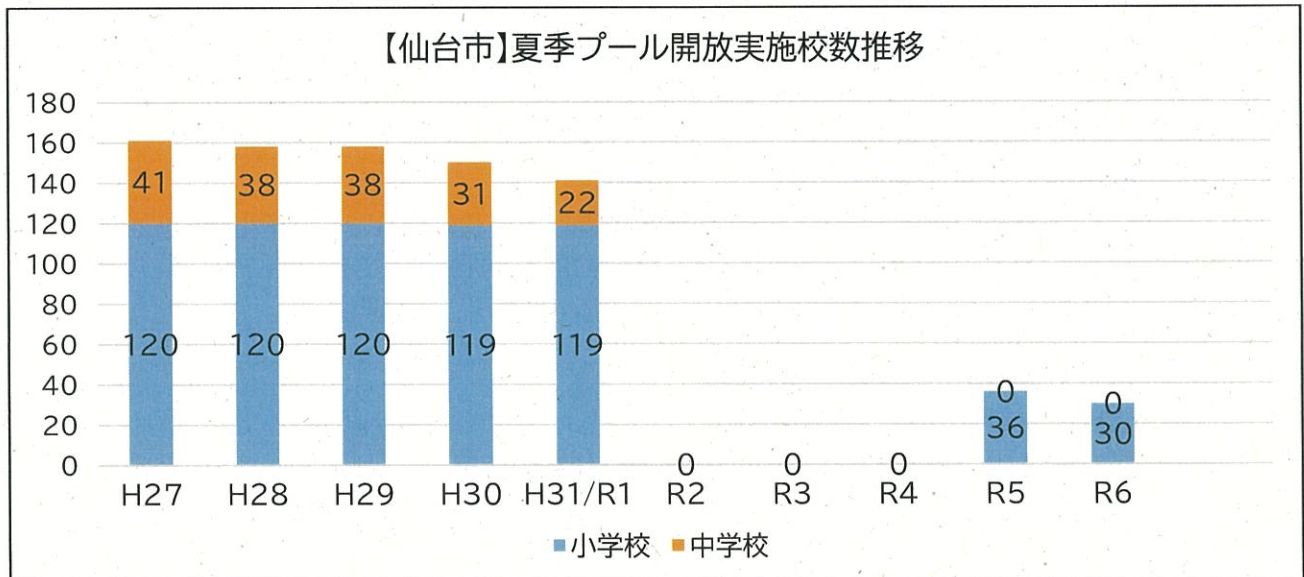
① 学校プールの開放利用

夏季休業期間中、児童生徒の健康増進、体力づくりを行うとともに、居場所を確保し地域の生涯学習の場とすることを目的に、仙台市教育委員会と仙台市PTA協議会との共催により学校プールの開放事業が行われています。

開放事業を実施する学校は新型コロナウイルス感染症が発生した時期を境に大幅に減少しており、例えば令和7年度においては市立小学校26校での実施にとどまっています。

今後、学校プール施設の設置や利用がなくなることに伴い、夏季休業期間中の学校プールの開放事業は順次廃止となる見込みであることから、必要な関係先に説明・共有しながら方針への対応を進めていきます。

図7 【仙台市】夏季プール開放実施校数推移



② 災害時等の用水

a) 災害時の利用

東日本大震災において、断水時にプールの水をバケツに汲んでトイレ用水に使用した事例があり、「仙台市地域防災計画」においても、災害時の避難所における断水時の用水について「主にトイレの雑用水等については、学校プールの貯留水や河川の水を活用」とされています。学校プールを使用しなくなる場合には、災害時利用の観点から、避難所運営等に支障がないよう、水源の確保について関係部局と連携のうえ検討していきます。

b) 消防水利としての利用

消火活動に使用する消防水利は、主として道路上にある消火栓や公園施設にある防火水槽などがありますが、学校プールについても消防法に基づき「その他の消防水利」として指定されています。

消防水利は、消防庁が定める「消防水利の基準」により防火対象物から一定の距離以内に設けることが定められておりますが、学校プールのみには依存してはなりません。しかしながら、山間部など、消防水利の確保が困難な地域においては、関係部局と連携しながら個別に検討していきます。

7 その他

(1) 他自治体の取組み

学校プールと水泳授業のあり方については、本市に限らず全国的な課題となっており、他の自治体においても検討が行われています。

① 民間施設利用【福岡県福岡市】

- ◎ 令和7年度から小学校 37 校で本格実施。
- ◎ スポーツクラブ等民間のプールの他、市民プールや県立プール等、36 か所のプールを使用。
- ◎ 授業は1日2コマ続きで4～5回実施。
- ◎ 「徒歩またはバスで片道 10 分以内でプールに移動できる学校」を条件に市が実施校を選定。

② 民間事業者インストラクター派遣【千葉県千葉市】

- ◎ 令和7年度、小学校 2 校で実施。
- ◎ 児童を3グループ程度に分け、各グループにインストラクターを1名以上(合計3名以上)、監視員を1名以上配置。

(2) 仙台市の実証事業

本市では、水泳授業における児童生徒の安全の確保やより良い教育環境の整備、教職員等の負担軽減や学校の老朽化対策等に向けた学校プールと水泳授業のあり方を検証するため、今年度、実証事業として以下の2つの方法での水泳授業指導補助業務の民間委託を実施いたしました。

① 民間プール施設活用

本市において、増改築工事等により学校プールが使用できない場合の代替措置として、民間プール施設を活用した水泳授業の実績が既にあります。今年度においても、増改築工事が行われる小学校3校、中学校3校が民間プール施設を活用した水泳授業を実施しており、当該民間プール施設の活用を実証事業として位置づけ、効果や課題について検証を行いました。

【実施概要】

- ・民間プール施設を活用した水泳授業(民間事業者インストラクター配置)。
- ・令和7年度は、片平丁小学校、八幡小学校、富沢小学校、長町中学校、北仙台中学校、秋保中学校の計6学校で実施。

実証事業例(民間プール施設活用)

対 象 校	仙台市立八幡小学校(児童数:574人(令和7年5月1日時点))
活用施設	セントラルウエルネスクラブ北仙台
実施時期	令和7年6月9日～令和7年9月8日
水泳授業	・各学年4回実施
水泳指導	教職員、民間事業者(指導員3名、監視員1名)
移動手段	バスで 10 分程度
費 用	約 420 万円(指導員等費用、施設使用料、その他諸経費)

② 民間事業者インストラクター派遣

今年度の新たな実証事業として、学校プールに民間プールより派遣されたインストラクターが技術指導を行う「民間事業者インストラクター派遣」を実施しました。学校から民間プール施設まで距離があり、移動時間を考慮すると適切な授業時間を確保できない学校を想定した実証事業となります。

【実施概要】

- ・指導員3名、監視員1名を学校に派遣。
- ・小・中学校各1校(高森小学校及び高砂中学校)に対して実施。

実証事業例(民間事業者インストラクター派遣)

対 象 校	仙台市立高森小学校(児童数:243 人(令和7年5月1日時点))
実施事業者	セントラルスポーツ株式会社
実施時期	令和7年6月 24 日～令和7年7月 16 日
水泳授業	・各学年3～8回 ・2授業時間をまとめて1回の授業として実施。
水泳指導	教職員、民間事業者(指導員3名、監視員1名)
費 用	約 440 万円(指導員派遣料、交通費)

上記①及び②の実証事業では、民間事業者インストラクターの配置により、児童生徒の泳力に応じた指導が可能となり、また、民間プール施設を活用した実証事業においては、暑さや天候に左右されず計画的な授業を実施することができていました。